

論叢 No. 1

赫旗「臨時党大会」派の  
日和見主義と召還主義を批判す  
— 赫旗派党内闘争における我々の立場 —

共産主義者同盟(赫旗)首都圏協議会

# 「論叢」発刊にあたって

- 1 -

9月×日、われわれは党内に、首都圏協議会を結成した。

明大における党細胞、労働者・学生の苦闘を打撃的に清算し、全く理不尽な解放派の恫喝に屈服するという、革命的左翼として恥ずべき決定を、4月24日中央委員会は賛成多数で採択した。この「4.24決議」に対し、首都圏では実に8割にも達する細胞で、反対の決議があげられた。しかし中央委多数派は、これに一切耳を傾けず、そればかりか意見書の公開＝「批判の自由」の原則すら完全にふみにじって、決議執行の強行、解放派との闇取り引きを行ったのである。さらに実質的な指導総括を全く欠落させ、ただ「4.24決議」の正当化のためにのみ7月「臨時大会」を捏造し、党内闘争、指導総括の清算と、機関を通じた党組織のフラク化、私物化をもくろむに至ったのだ。

これに対し、神奈川では県委員会を中心に全細胞、党員が一丸となって「4.24決議」に反対し、党機関の私物化に加えて、清算主義、日和見主義の沼地へ党をひきずりこもうとする中央委多数派と対決し、階級闘争の最前線を断乎として堅持してきた。

他方東京では事態は深刻であった。無責任、無総括、小役人的官僚主義をそのすべてとする都委員会は、自らの指導破産を居直り、中央委多数派の先兵として、東京の党組織のフラク化、反対する細胞の解体にまで手をそめたのである。当然にもこうした都委員会に対し、傘下の過半数の党員は不信任を表明し、部分的ではあれ細胞の瓦解すら始まっていた。こうした惨状の中で、下からの総括作業を進めてきた党員を中心に、「4.24決

議」と「臨大」決定に反対し、破産した都委員会に代わる指導機関を創出すべく、東京地方党協議会が形成された。

かかる神奈川・東京での闘いを結合し、「4.24決議」をめぐる党内闘争を更に発展させ、加えて多数派が放棄してしまった東京・神奈川での指導體制を確立するものとして首都圏協議会は結成されたのである。

- 2 -

首都圏協議会の戦取に至る闘いは、同時にわれわれのもっていた様々な組織日和見主義の傾向を克服し、レーニンの組織思想を、生ける実践として復権する闘いでもあった。

すなわち第一に、論争を空中戦一般や、直観にたよって政治的、組織的結論のみを先行させるのではなく、各級の総括主体の形成・確立と、問題・課題の明確化を通じて総括を具体性から始め、そこにはらまれた指導部の組織的・政治的態度・傾向を抽出・批判し、こうした組織的闘争を通じて、明瞭で完全な政治上の対立へと高めていくこと。

第二に、中央委多数派による「批判の自由」の圧殺や、党細胞破壊の策動に対し、ニヒリズムや分権主義、個別分散、あるいは召還を対置するのではなく、下からの統制、「まったく無能な首脳部の打倒にまでいたる『同志的働きかけ』」（レーニン「一同志に与える手紙」）のための党員の連合、そのための非常措置としての党内分派の構築である。このことによるのみ、多数派によってねじまげられた党内闘争を定形化し、次の教訓としていく可能根拠が与えられるのである。

われわれはこうした観点から、この間中央委多

数派に対し、党の再団結の可能性を追究すべく、党内闘争の組織化について提案を行ってきた。しかし多数派は、誠意をもって検討することを確認しながら、以降連絡を断ち党内闘争からの最終的な逃亡をはかっている。

今や事態は明白である。明大闘争の指導にいても、「4.24決議」についても、何ら教訓となるべき総括を一片たりともまとめることのできなかった彼らは、われわれとの論戦によって、その政治的・組織的破産が満天下に明らかになることを恐れ、官僚的自己保身に走ったのである。こうした諸君に、四半世紀に及ぶブンドの苦闘と、赫旗派結党の意義の継承・発展を求めるとは無理というものである。

われわれは、中央委多数派の党内闘争からの最終的な逃亡という事態に対し、そして彼らが党内闘争の真の姿をおおいかくしていることに対し、何をめぐって論争がたたかわされ、何を教訓としていくかを労働者・人民の前に明らかにすることは共産主義者として最低の責務であると考えている。われわれは今、党内闘争を総括し、「特定の政綱」へと集約していくこと、多数派によって清算された赫旗派結党と一年半に亘る闘いを総括し、その意義を継承・発展させていく決意である。

### -3-

「論叢」はこうした観点の下に編集されている。すなわち、「4.24決議」と党内闘争をめぐる総括から出発し、そこであらわれた諸問題をいわゆる4CC路線との関連で、そして赫旗派結党と一年半の闘いを綱領・組織・戦術、さらに政治路線の総体にわたる総括へと深化させ、そのことをもって、われわれの進むべき道について可能なかぎり明らかにしていくことを目的としている。

本号ではとくに「4.24決議」と党内闘争の総括と主題とし、「4.24決議」とは何であり、何

をめぐり対立であったか、そして「臨大」捏造に至る中央委多数派の細胞切捨て、官僚主義の組織観から、日和見主義・召還主義・清算主義としての本性について明らかにしている。

次号は12月下旬発行予定であり、赫旗派総括を主題とする。その概略は次の五点である。①4CC路線について、これが「闘い行動する党」をかかげ、現実の階級闘争に対する党の能動性をひきだすことを主眼とし、とりわけ春季の三里塚をめぐる流動と激動に応える布陣の形成を可能としたことを評価する。しかし、党活動の軸が政治カンパニア主義に流されていく傾向を有し、情勢への主観主義的認識ともあわせ、社会主義を準備すべき理論活動や、党活動の刷新、社会主義と労働運動の結合の観点が後景におしやられていったこと、それ故、中央から地方委、細胞に至るまで組織矛盾が噴出しつつもこれを止揚できず、他方で経済主義、組合主義が党内に温存、固定化されていったことを総括しなければならない。

②したがって明大闘争の指導をはじめ、党内闘争の中でも明らかになった組織矛盾、本来ならば4CC路線が真に対象化すべきであった党活動の問題について切開していくこと。

③これを通して、ブルジョア官僚主義に対するレーニンの組織思想の復権、「正規の攻囲」戦術の組合主義・合法主義への改ざんに対し、プロ独と社会主義に向け、これを準備する当面の戦術としてのそれへと正しく位置づけ発展させること。

④これをさらに、赫旗派結党の意義とでもいえるべき、中核派・解放派に象徴される70年代型党派運動の止揚、労働者階級を真に代表する共産主義政党的創設に向かう当面の指針について、今やごく限られた既成党派や一部事情通の談合政治に転落した「建党協議会」の批判も含め明らかにしていく。

⑤最後に今後の課題として、赫旗綱領、とくに

「労働と所有の分離」論を基軸とした資本主義批判が、70年代、とりわけ現代修正主義、反スタ主義に対し積極的意義をもちつつも、今日党内に機械的生産力主義や官僚主義を生みだすひとつの要因をなしたこと、また中国プロ文革や、ポーランドで問われた社会主義をめぐり論争についてほとんど役にたたなくなっていることを明らかにし、現実の階級闘争の課題に応える資本主義批判、マルクス主義の再生へ向かうことを提起する。

なお次号ではあわせて、明大闘争についての、それを敗北へ導いてしまったわれわれの自己批判についても明らかにする予定である。

3号は1月中旬発行予定であり、1984年にむけたわれわれの決意と、情勢をめぐり基調を主題としている。

### -4-

われわれは『論叢』の発行をもって、新たな長征へ出発する。

今や世界情勢は、とりわけ東アジアをその熱い

焦点の一面として、新たな世界大戦の予兆と、「戦争を革命でおしとどめる」新生事物の胎動を示している。他方、国内では新左翼の分解、現代修正主義内での官僚的保守派と自主管理一構改派への分解、社会党一総評ブロックの右転回と下からの崩壊等、政治勢力の総体的な右転回と分解が進行している。

だがわれわれは次のことに注目する。社会主義を熱望する労働者活動家の広範な登場、反核運動や、政治反動に対する人民の深部からの憤激、流動化の開始である。これと結びつき、マルクス・レーニン主義の政治思想潮流と、労働者階級の真の階級政党的創出に向かわねばならない。

たしかに80年代緒戦における赫旗派の分裂は、ひとつの手痛い敗北である。しかし「新しい酒は新しい皮袋につがねばならない」。われわれは『論叢』をもって、革命的創造者へと自らをつくりあげ、敗北を次の勝利へと必ずや導いていくであろう。

## 序

赫旗派党内闘争はついに党の分裂を不可避とするに至った。

明大生協争議における解放派との党派闘争に対する態度を巡って開始された論争は、それにとどまらず我々が今日いかなる党を、どのような闘いを通じてつくり出すのかを巡る対立へと発展した。

本稿は中央委多数派が解放派による「テロ通告」なる「党派闘争宣言」に恐れをなし、一早く解放派への投降を決め込み、「明大からの党的撤退」

## 第一章 赫旗派党内闘争の現局面と我々の立場

### 第一項 「臨時党大会」は分裂大会である。

明大生協争議における解放派との党派闘争への態度を巡る対立に端を発した赫旗派党内論争は、これまで党内に潜んでいた日和見主義と召還主義の伏流を白日の下に引き出し、そうすることによって今では党建設の大方向を巡る党内闘争へと発展し、しかもこうした党内闘争が正しく論争として組織されることなく党の分裂の事態をも迎えるに至りついた。

赫旗派結党の精神を洗い流し、赫旗派を日和見主義と召還主義の道に引きずり込もうとする中央委員会多数派は、この党内闘争に真正面から向き合うことを回避し、旧分派の人脈オルグに頼ってかき集めた「代議員」をもって「臨時党大会」なるものを強行し、自ら党分裂への一步を踏み出した。

中央委多数派は「臨大」によって「党内闘争に結着」（「赫旗」43号）を一方向的に宣言し、この間の党内論争を清算し、反対派に対する官僚的組織処分をのみ画策している。

という中央委決議 — 「4.24 決議」 — をゴリ押ししたことを暴露している。それはトカゲの尻尾切りならぬ当該細胞たる明大細胞の切り捨てを意図するものであった。

さらに彼らは「4.24 決議」の撤回を求める意見書の全てを一月にわたって握りつぶし、4.24 決議」を承認することを前提的規準とした「臨時大会」を強行した。

ここではこうした彼らの専横な官僚主義的党支配も明らかにしている。我々是对立点の全てをここに明らかにして闘う人々の判断を仰ぎたい。

しかしこうした態度が党内闘争から何一つとして党建設と思想政治路線における教訓を生み出すことのできない清算主義であることは明らかである。

問われているのは、「意見が合わないから分裂だ」とすることでも「党を割ってはならないから妥協せよ」ということでもない。

必要なことはこの党内論争が根底において何を巡る対立であるのかをこそ明らかにし、我が赫旗派党建設の失敗のなから日本における革命的前衛党建設に真剣に取り組んでいる全ての人々の前に党建設上の教訓を提示し、また我々自身の再出発の糧とすることであると考える。

我々はその意味で中央委多数派の、党内闘争から教訓を汲み上げることをあらかじめ放棄した「党内闘争結着」宣言を許すわけにはいかない。

現在もまだ赫旗派内には多くの「臨大」に対して不承認の声を上げ、「臨大」選出の新「指導部」の辞任を求める要求が存在している。

しかし中央委多数派は、こうした「臨大」不承認の声にひたすら耳をふさぎ、反対派を「党内の

党外分子」として扱い、一切の党内交通関係を絶ち切り、反対派の「自発的離党表明」をひたすら待ち続けるという陰湿な方法に頼っている。

しかも彼らは、恥知らずにも党内闘争を官僚的に統制し圧殺しておきながら党外に対しては、自分達も信じていないようなウソ・デマを流しつづけ、論争点を歪曲し、更には我々反対派が党内の割そこらの極少数派であるかのように宣伝している。

我々はこうしたウソと不誠実を許すわけにはいかない。

中央委多数派は今日我々に対して、我々が「臨大」をポイコットし党大会での問題解決を回避したと批難している。

だが事実は違ひ。後に詳しく述べる「4.24 決議」に端を発した党内論争と、フラク政治の横行による混乱に終止符を打つための党大会開催には誰も反対はしていなかった。

ましてや「4.24 決議」採択の直後に、中央委員会の席上で、党大会を開催しそこで更に論議を尽すべきことを主張したのが「決議」に反対する同志の一人であったことを考えてもそれは明らかであろう。

そして中央委多数派はそこでは党大会開催の必要なしとしてこの提案を退けたのである。

しかるに後になって中央委多数派は臨大の開催を提案してきたのであるが、この臨大の開催についてもそれ自体には反対意見はなかった。

だが中央委多数派によって実際に全党に提起された臨大開催の位置づけはとうてい公正な全党的討議の場と言うにはほど遠い代物であった。

中央委多数派は党の内部通達を私物化し、その内部通達において中央委員会の場でも確認されていない臨大開催の「位置づけ」なるものを展開し、更に「決議」反対派に「サークル主義」「解党主義」とのレッテルを貼りつけ、反対派は「ただ革

命的空交句を叫んでいるにすぎない」と決めつけ臨大を「決議」を追認し、反対派に打撃を加える場としてのみ提起したのであった。

現に反対意見と撤回要求が数多く出されている当の「決議」の支持・承認と、反対派を批判することが目的として前提化されているような大会が言葉の真の意味での党大会であるはずがない。

事実、多くの党員が中央委多数派の呼びかける「臨大」を党内の一部フラクションによる全国会議以外のなにものでもないことを見破り、それが党大会とは似ても似つかない代物であることを指摘し、こうした「臨大」開催それ自体を承認しないという立場を表明したのは当然のことであった。

しかもこの「臨大」なるものが党内の私的なフラクション会議にすぎないことは他ならぬ中央委多数派自身の行動によっても証明されている。彼らは首都圏での全細胞数中の八割にも達する多数の細胞が「臨大」不承認の態度を表明しそこへの代議員選出を拒否していたにもかかわらず、これらの細胞に旧分派の人脈をフル動員して切り崩しオルグを行い、細胞としては何の確認もされていない「代議員」をねつ造したのであった。

つまり彼らは「臨大」参加を踏み絵にし、これに異議を唱える細胞に対しては切り崩しと破壊を画策することでこれに応えたのである。

ところで、当時党内では、党大会を開催することに対して一日も早く開催すべしとする意見も、逆にもっと時間をかけ、明大問題についての中央指導部としての総括を明らかにし、更に各級機関で論議を煮詰めきることを通じて開催すべしとする時期設定を巡る議論も存在していた。

そして後者の立場に立つ都委員会下の幾人かの細胞キャップは、協同して自主的に明大問題の総括討議を呼びかけ、数度にわたる総括討論会も開催されていた。それは中央委多数派が明大問題総括を放棄したままで「臨大」を強行しようとする

ことに抗して、自主的な総括作業を開始せんとするものであった。

しかし、いずれにしてもこうした党大会開催に向けての様々な意見や試みは「4.24決議」を承認させる場としてのみ「臨大」を設定し強行した中央委多数派によってすべからず葬り去られたのである。

まさに「臨大」とは「4.24決議」とその執行が「正しかった」ということのお墨付きを得るためだけに党分裂をも辞さず強行された空虚なセレモニーだったのである。

しかも、こうして強行された「臨大」は開催にあたっての党内合意の欠如やその政治内容の貧困さによっても、とうてい党大会と呼べるような代物ではないが、そもそも党の規約に照らし合わせても、その成立はきわめて疑わしいものなのである。

彼らは「赫旗」紙上において「11%の少数派代議員が大会をボイコットした」などと何を根拠にはじき出したのかも分らない数字を持ち出して白々しい嘘をついているが、事実はデッチ上げ代議員を除いた、それなりに各級機関からこの分裂大会に選出された代議員数は全党の3分の2には達していないのである。

こうして党の分裂をも辞さず強行された「臨大」は、しかし中央委多数派の政治的日和見主義と指導性の貧困さをのみさらけ出すことになったのである。

彼らはこの「臨大」を呼びかけるにあたって「明大問題に結着をつける」とか「赫旗派一年半の活動の総括を出す」などと豪語しておきながら、なんとそこには明大闘争の総括一つまともにも提出しえなかったのである。

彼らは「4.24決議」を巡る党内闘争において、そのよってきたる具体的事実問題の解明と総括すべき政治組織問題の切開を放棄し、自らの指導責

任を回避することのみ汲々とし「自分は何も聞いていなかった」「上級への報告がなかった」

「誰それが勝手にやったことだ」「もっと早く事態に気づくべきであった」などと全ての指導責任を「決議」反対派の指導部になすりつけることで全てを押し切ろうとしている。

そして「臨大」においても「決議」執行の承認（追認）を求める採択と明大問題総括を切り離し、とにかくにも「決議」執行が正しかったということのみをセレモニー的に追認させ、ついに今日に至っても明大問題総括は何一つ明らかにされずに終わっているのである。

その意味では「赫旗」紙上に掲載された「臨大議案」において明大闘争総括が「略」となっているのは、実は「略」ではなく「無し」と読むべきものなのである。

彼らの「臨大議案」は次のように述べている。「問われていたことは明大闘争のことをどれだけ知っていたのかではなく、解放派との『全面的党派闘争』が四中総路線とわが同盟建設にとってどういう意義と前進があるのかということである」と。この一見もつもらしい文章も次の一文が続くことによってその意味することが明らかとなる。「議案」は言う。「決議」反対派は「明大闘争のことをどれだけよく知っているかを規準にしたうえで、よく知っている同志がいうことはアプリアリに正しいと考え……」であり、それは「現場主義」で「テリトリー主義」だ。

ことわっておけば、我々は当該細胞の意見を聞くべきだとは言っても、党中央の判断と細胞の判断のどちらを優先すべきかなどということを論じたことはない。

そうではなくて我々が問題にしていることは、後に詳しく述べることになるが、細胞の切り捨ての上に論じられる「党の防衛」とは一体なんであるのかということであると同時に、明大で生起し

た事態を個別闘争上の偶発事としてではなく、今日の階級闘争とそれが要請する党派闘争の課題と質の問題として取り上げ論ずべきであるということにあった。

ともあれ、中央委多数派はこのように反対派の主張を歪曲してみせることで逆に彼ら自身の総括方法の致命的欠陥を自己暴露しているのである。

つまり彼らは直面している具体的問題の切開を放棄し、本来全局の一部たる部局をあたかも全局と対立するものであるかの如く捉え、「部局よりも全局が優先する」という一般論を述べることによって具体的問題を切り捨てた。そもそも彼らの語る「全局」とか「大局の見地」の中身それ自体に大きな問題があるのだが、こうした彼らの論法からは我が党が現実に直面した困難な諸問題——ここでは解放派との党派闘争——に対して我が党の採るべき現実的、具体的方針はでてこないし、当然総括し汲み上げるべき教訓も明らかにしえないのである。

中央委多数派は「大局的判断」なる空虚な空文句で全てを裁断し、具体的政治組織問題の主体的切開を放棄した。これが彼らの「臨大議案」の全てなのである。

## 第二項 首都圏協議会結成と我々の立場

「中央部にたまたま無能な人物がいて大きな権力を付与されるばあい……どんな規約もこれに対抗する手段をあたえはしない。それをあたえることができるのは、ありとあらゆる下級グループの決議にはじまり、中央機関紙、中央委員会に対する、それら下級グループの意見の申達を経て（最悪のばあいには）まったく無能な首脳部の打倒にまで至る『同志的な働きかけ』の措置だけである。」（レーニン）

今日中央委多数派＝「臨大」派は党内闘争を清

算し、自分達の「正当性」を党外に触れ回ることのみ腐心している。

彼らは反対派を党内の一割そらの少数部分であるかのように宣伝し、反対派に「冒険主義」「解党主義」「急民主要打撃論」（？）などと言いたい放題のレッテル貼りを行ない、そうすることで対立点の焦点をはぐらかし、歪曲している。

しかも百歩譲って、我々をこのように規定するのは彼らの勝手であるとしても、それならば何故にこうした「冒険主義」や「解党主義」がこれまで党の指導中枢に存在してきたのか、またそうした赫旗派とは何であったのかを彼らなりに総括として明らかにすることが最低の義務というものではないだろうか。

党内に対立が生まれるや、一夜明けると対立の相手が「冒険主義」や「解党主義」になってしまい、打撃対象に転化するという、これまでの新左翼党派運動の分裂劇における思想的貧困さの一例をここにも再び見ることができるのである。

中央委多数派は個々人の発言のねじまげや個人攻撃に熱中する前に対立をつくり出した論争点にしっかりと向き合い、赫旗派の今日の姿に責任を持った総括作業を急に開始すべきである。このことを抜きに何事もなかったかの如き装いで階級闘争の現場に彼らが登場することを我々は決して許しはしないだろう。

我々はどれだけ中央委多数派が主観的願望として「党内闘争に結着」を宣言しようとも、そして党内論争を歪曲・低次元化しようとも、そうであれば尚更のこと、我々は党内闘争を更に断固として貫徹し、中央委多数派の党内闘争に対する清算主義を暴き出していく。

我々は自らが赫旗派として活動し、党建設に責任をもって邁進してきた立場から、党建設の失敗をさらけだした赫旗派の今日的現実に向き合う。そして赫旗派を総括する作業と今後の実践のなか

から日本共産主義運動にいくばくかの教訓を提示することで我々の党建設における現段階での失敗に対する責任を取ることができると考える。

我々は赫旗派を清算しない。そして中央委多数派こそが赫旗結党の精神をふみにじり、赫旗派一年半の闘いを清算していることを暴き出す。

我々は党内闘争の現実を隠べいし、外向けの体裁づくりのみ腐心する中央委多数派とは異なり、党内論争を包み隠さず、できるかぎりの公開制をもって推進する。

党内論争を公開することで我々は、多くの先進的活動家から意見を仰ぎ、そうすることで我々自身の前進の糧を得ることができらる。

首都圏協議会はこうした立場を共通の確認点とし、赫旗派内反対派の結集体として、すなわち党内分派として出発した。

しかもそれは中央委多数派が「臨大」不承認を確認した細胞と党員に対して、一切の党内交通関係を遮断してくるなかにあつては——しかしそうした党員は彼らの「臨大」によっても除名処分とすることはできてはしないのだが——組織の機関を通じた党内闘争が成立しえないという事情によって、党内における独自の横断的な反対派の結集体として存在している。

しかし現実には党の分裂的事態は一層固定化され実体化してきている。すでに赫旗派は一個の党としての体裁すら失われている。

こうしたなかで我々は党内分派として現段階は存在しつつも、同時に自らを新たな党建設主体へと前進させることを急がねばならない。

今日我々が率直に認めなければならないことは、一方で「臨大」強行を見ながらも、本パンフの

発行が大巾に遅れをとっていることにも示されるように、我々自身の党内闘争に対する組織日和見主義が存在していたということについてである。

しかしすでに今日では、首都圏協に結集する同志の間では赫旗派総括が一定煮つめあげられ、我々が一体いかなる党を目ざすべきであるのかを巡る真剣な討議が進んでいる。

それは今日首都圏協のなかから確実に新たな党が生み出されつつあることを示しており、党内闘争が新たな段階に入りつつあることを意味している。

我々にとって党内分派として出発した首都圏協を新たな党主体へと打ち鍛えていく闘いは不可欠であり急務である。

なぜならば階級闘争の現実、いかなる理由であれ、我々がそこから一日たりとも引退することを許しはしない。

工場や地域で闘う我々の同志にとっては、毎日が資本や権力との闘いの連続であり、同時に大衆からの鋭い注視と点検の只中にある。

それは我々の同志が、党内闘争を口実としてではあれ、例え一週間でも一カ月でも共産主義者としての、闘いの現場における任務を放棄するならば、これまでに蓄積された大衆からの信頼は大きく崩れ落ちてしまうであろうことを意味している。

こうした同志達の闘いにとっては首都圏協のなかから新たに、「臨大」指導部とは区別された、独自の指導中枢をつくり出すことが急務になっていることは言うまでもないことである。

首都圏協はこの任に答え、新たな党建設主体へと突き進むであろう。

## 第二章 明大問題に示された中央委多数派の日和見主義と党破壊

今日の党分裂的事態が明大闘争という個別闘争での戦術方針上の対立の直接的延長上にあるという捉え方は皮相的な見方であり、必ずしも正確ではない。

たしかに今回の党内闘争は明大闘争における解放派との党派闘争に対する態度を巡る対立から出発した。

しかしそれは単に戦術上の「強行派」と「柔軟派」との対立ではない。それは一つには解放派との党派闘争を避けるためには細胞の切り捨てまでも平然と行う中央委多数派との闘いであると同時に、赫旗派がこの80年代中期の日本階級闘争をどのような構えと決意で闘い抜いていくのかを巡る党建設の大方向を巡る非和解的な闘いでもあった。

我々はこうした論争点と我々の見解を明らかにするに際して、論争の引き金となった「4.24決議」とは何であり、明大闘争とはいかなる闘いであつたのかを明らかにするところからはじめたいと思う。

なぜならば、問われた問題はきわめて具体的であつたからである。

### 第一項 明大問題とは何か

明大闘争、より正確には明大生協労組の闘いの発端は明大当局がこれまで生協店舗が入居していた8号館と旧駿河台ホテルとの交換取り引きを決定したことであつた。

当然それは生協店舗の旧駿河台ホテルへの移転を不可避とするものであつたが、別に生協理事会も生協労組もこの移転それ自体に反対する立場に立っていたわけではなかつた。

実際、生協側と明大当局との交渉は移転先での店舗面積の従来規模での確保と新店舗設置場所の指定を巡るものであつた。

つまり生協側のこうした要求はそれ自体としては何ら激しい対立を呼び起すようなものではなく、ごく当り前の要求であつたのだ。

だが、生協側のこうした要求と当局との交渉は、8月31日明大当局と学生会中執との二者間で移転に関する確認書が取りかわされ、学生会中執がその確認書への承認を生協側に一方的に迫り、それまでの生協と当局との交渉の全てが反故にされるに及んで事態は一変した。

そして確認書への承認を暴力的に迫る学生会中執と生協つぶしを公言する大学当局を前に、理事会をはじめとする生協側内部からの当局と学生会中執への屈服がはじまるに及んで、闘いは就労場所の劣悪化の押しつけに抗する生協労組と明大当局、学生会中執との攻防に進んでいったのである。

それは生協労組にとっては生協理事会を通じた当局との交渉ではなく、労組として明大当局との直接団交を要求する闘いであり、一方で労組の闘いへの学生会中執の敵対行動に対する防衛戦として争議化していくことであつた。(詳しくは「8号館最後の闘争」明大生協労組発行を一読されたい。)

この明大生協争議に対する学生会中執を牛耳る解放派の敵対は今日の学生運動内での党派自治会の否定的現状を余すところなく労組員や明大学生大衆の前にさらけ出すものであつた。

彼らは明大内での闘いの核が自分達以外に学内に存在することすら許そうとはしない。

彼らは学内の諸運動体が自分達に服従することのみ強要し、さもなくば暴力的に学内から放逐することで自派の自治会権力を保持しようとする。

事実、生協労組の闘いを支持し「党派連合自治会の暴力支配弾劾」を掲げて立ち上った学生サークル団体は有無を言わせぬ暴力的恫喝で登校すらできない状態に追いやられた。

今日解放派や中核派は対革マル戦争のなかでつくり上げた軍事力を他党派や、はては無党派活動家に対する恫喝の武器として転用し、そうすることで自派の延命を計っている。

それは彼らがこうした態度を改めない限り、学生運動の民主的、大衆的発展に対する桎梏物にすら転化しかねないことを意味している。

まさしく明大生協労組の闘いは、明大当局による生協の大学管理体制への組み込みを抗する闘いであったと同時に、こうした「党派連合自治会」の暴力的学内支配に風穴を開ける闘いとしても位置していたのである。

もっとも赫旗派が生協労組の闘いをこうした観点から捉えていたわけではない。言いかえれば、赫旗派は生協争議が「党派連合自治会」と対立したことの意味に最後まで無自覚であったのである。

赫旗派中央委段階での明大細胞に対する指導方針は「労組としての原則的闘いの追求」という何も言ったことにならないような抽象性に終始していたのである。だがこうした赫旗派の明大闘争に対する政治的日和見主義がもたらす無方針さの一方で、生協争議の持つ積極的意義を逆の立場から、それなりに「正当」に見抜いていたのは他ならぬ解放派であった。

彼らは生協労組の闘いを自派の支配する学生会中執への敵対として捉えた。なぜならば生協労組の闘いが明大学生の支援の決起を生み出し、解放派の統制を越える大衆運動の盛り上がりがつくり出されることは、解放派の自治会支配そのものが

揺さぶられることに他ならないからである。

こうして解放派は赫旗派に対して「テロ宣言」なるものを通告し、更に「就労闘争グループ内の赫旗派を除名し、そのことを赫旗紙上で公表せよ」という、およそ考えられないような要求を出してきたのである。

この「テロ宣言」なる通告電話を赤路社（赫旗派中央事務所）で受け取った者の報告によれば、生協労組が学生会中執の就労妨害を都労委に提訴した際に、その暴行現場を示す写真を労働委員に見せたことがその理由であるという。

つまり生協労組が解放派を権力に売り渡したというのであり、その責任を赫旗派に取らせるというのが解放派の論理であった。

もっとも我々の調査によれば、生協労組は写真提示にあたって、あらかじめ相手の顔が認定できるような写真は避け、更にはこの闘争において告訴戦術は絶対に採らないことが前提的に確認されていたのである。

そしてこの写真にしても法廷において証拠として提出されたわけでもなく、あくまでも都労委での事情聴取の際に労組側弁護士が資料として提示（提出ではない）したにとどまっている以上、解放派の言う「売り渡し」にはあたらないのは自明のことである。

それは解放派にとっては、明大生協労組の闘いを党派間の問題にすり替え、切り縮め、そうすることで争議を圧殺し学内支配をこれまで通りに維持しようとする口実に他ならなかったのである。

だが中央委多数派はそのようには考えなかった。数名の中央常任委員はこうした「テロ宣言」なるものにあわてふためき、意の通ずる者を集めてこっそりと談合を重ねたのである。

そして彼らは突如として常任委員会—中央委員会に前代未聞の驚くべき日和見主義に買抜かれた「決議」を提案してきたのである。

「4.24 決議」と称されるこの「決議」は「明大からの一時的党的撤退もやむなしの態度で、解放派との全面的党派戦争への突入を回避するために全力を挙げる。」というものである。

この回りくどい言い回しや、「全力を挙げる」などという場違いな空文句で修飾されている文章を要約すれば、それは解放派との党派闘争を回避するために明大から撤退するということであり、早い話が党の一つの拠点を投げ出して逃走しようというものである。そしてこのことを中央委員会として決定せよというのであった。

しかも彼らがかかる「決議」提案の理由として「都労委への写真提出問題」をとり上げ、解放派の言う「権力への売り渡し」論そのままに、「階級的誤りを冒した生協争議には、すでに闘争の大義は失なわれた」と叫んだのである。

しかも恥ずべきことに、こうした「決議」は中央委員会の場において易々と可決され、更に明大細胞に対して「対外活動禁止指示」なるものまで押しつけられたのである。

こうして半年以上に及ぶ明大生協争議は赫旗派自らが争議を絞殺することによって無惨な敗北の終末を余儀なくされたのである。

## 第二項 赫旗派が問われている 明大闘争総括

我々は今後、できるだけ早い段階でこの明大闘争における赫旗派としての党的総括を明らかにしていく予定である。

そしてこの総括は明大生協争議において我が党の同志と共に闘った生協労組員と支援の労働者、そして生協労組の闘いを支持して立ち上った学生諸君に対する赫旗派としての自己批判でもなければならぬと考える。

我々がなさねばならない総括は争議それ自体の総括というよりは、赫旗派が明大生協争議という

一つの激しく闘われた労働争議のなかでいかなる党的指導を発揮しえたのか、またなしえなかったのかを切開するものである。

明大生協争議が今春期にあっては明らかに敗北的局面に立ち至っており、解放派との党派的煮つまりもただ単に争議を收拾して解決できるような段階にはなかったことを我々は否定しない。

しかもこの生協労組の敗北的局面は単に解放派の暴力的敵対に敗北したということではなく、労組内部に発生した戦術方針上の分岐を、闘う部分がついに止揚するに至らなかったことによってもたらされたものである。

我々にとって必要な総括は、一つにはこうした争議それ自体に対する党細胞の指導の内容を問うことであると同時に、より重要なことは争議それ自体の勝敗を超えて、その結果が勝利であれ敗北であれ、その争議のなかで労働者がどれだけ階級的自覚を高め、自分達の真の階級敵をはっきりと見定め、そして労働者が団結して闘うことの必要性を実地に学びとることに党がどこまで貢献しえたのかであり、更にはこうした闘いのなかで労働者からする共産主義者とその党への信頼がいかに高められたのかを問うことでなければならぬ。

労働争議が労働者階級にとって絶好の鍛練場であるというのはこうした意味においてである。

その意味で、この明大生協争議に対する我々の党的総括は一定否定的なものとならざるをえないし、その根拠の多くが党細胞の組合主義への溶解、大衆運動主義への傾斜にあることを我々は否定しない。

しかし問題はそれにとどまらない。更に問われねばならないことは、争議を抱える細胞がある意味では必然的に陥るであろうこうした傾向性に対して、党の指導がいかなる質と内容においてなされてきたのかという点についてである。

そして争議が敗北的に收拾することになったと

しても、その敗北を次の闘いの出発点へと転化すべく指導し、闘いの教訓を全体化するための闘いを貫徹するための細胞の保存と一層強力な自己確立を促すこと、ここにこそなされねばならない指導の内容があったのである。

「4.24 決議」はこうしたはたされねばならない党指導上の全てを一瞬にして吹き飛ばしたのである。

我々のこの点における総括はここではこれ以上詳述しないが、こうした党の細胞指導上の問題点は赫旗派に色濃く存在した「正規の改組」戦術に対する合法主義、組合主義的解釈への批判へと至りつかざるをえないだろう。

この点については今後発表する赫旗派総括のな

### 第三章 「4.24決議」は中央委多数派の党建設上の日和見主義の産物である

「4・24決議」の中央委員会での多数決採択は当然のことながら即座に激しい「決議」への批判の声を党内にあふれさせた。

そしてこうした「決議」への批判は、こうした「決議」を易々と可決する中央委員会への批判へと発展し、更にはこの「決議」に潜む抜き難い党建設上の日和見主義に対する批判へと突き進んでいったのである。

#### 第一項 中央委多数派のブルジョワ官僚主義と指導破産の居直り

「決議」が党の最前線たる細胞を、その意見の一つも聞くことなく切り捨てた許し難い党破壊の裏切り行為であることを我々はすでに明らかにしてきた。

それは第四章で明らかにされている党内民主の圧殺の事実と共に、中央委多数派のブルジョワ官

かて詳しく述べる予定である。

ともあれ、党派闘争を回避するために一つの細胞をトカゲの尻尾切りよろしく切り捨て、そうすることで遠回しに解放派の「就労闘争グループ内の赫旗派を除名せよ」という要求に従った中央委多数派にこうした明大闘争の総括をなすことなどはとうていできないことなのである。

彼らは泥棒が盗みを働いた場所を用心深く避けて通るように、明大闘争の総括には一切口をつぐみ、「4.24 決議」とは何であったのかを一日も早く忘れたがっているのである。

だが我々は彼らの行なったことを決して忘れないし、許しはしない。

僚主義を余すところなく立証するものである。

彼らは「決議」をゴリ押しするに際して、公明正大な党運営とはほど遠い、フラク政治による陰謀の根回しで事を進めた。この陰謀政治もやはりプロレタリア民主主義とは無縁のブルジョワ官僚主義の一つの表われにすぎない。

彼らは明大闘争の方針の変更を、それがいかなるものであれ、正規の機関を通じて提起することすらなしえず、組織指導上の担当者の目をかすめてクーデターの方針転換を強行したのである。

そして中央委員会の席上で「採決を取る前に当該の明大細胞の責任者を呼んで意見を聞くべきだ」と必死に訴える組織担当の中央委員の当然の意見をも一切無視し、自分達の事前の根回しによって得た票読みだけを頼りに採決を強行したのであった。

「決議」案を提出するに際して当該の細胞の意

見を聞くことすら拒絶し — 彼らによればそうした要求は「現場主義」で「テリトリー主義」だそうである — そして多数決採択の後は「中央委員会決定」を錦の御旗の如くふりかざし、当該細胞に「対外活動禁止指示」なるものを発令して争議の自壊 — 赫旗派による争議の絞殺 — と細胞の瓦壊を促したというこの事実を見るならば、それはブルジョワ官僚主義と規定してもまだ足りないもののである。

中央委多数派は言う。「都労委への写真提出という階級的誤りを冒した以上、闘争の大義はなくなった。」「解放派と党派戦争になったら下部がもたない」「今解放派とぶつかれば我々の党建設が大巾に遅れることになる。」と。

しかしこうした理由付けの全てが己れの怯懦をごまかすための口実であることは明らかであり、一片の一方的中央指令で細胞の去就を左右できると考えているところに彼らの度し難い官僚主義が存在しているのである。

彼らにとって下級機関とは党中央の決定の前には、それこそ意見を述べることも許されずに一方的に従属すべきものとしてのみ位置づけられている。それは上意下達の組織観であり、民主なき中央集権であり最悪の官僚主義である。

しかもこうした彼らのブルジョワ官僚主義は彼らが明大生協争議を、細胞への指導を通じて闘争継続であれ収捨てであれ、いずれにしても指導することができずに放棄したという明白な事実を覆い隠すことにも役立っている。

つまり彼らにとって明大生協争議は手に余るものであり、とうてい自分達では指導できないものであると感じ取っていたが故に、その切り捨てという形で問題を処理したにすぎないのである。

「決議」は「緊急事態下での党中央の指導性の発揮」とか「大局の見地」とかのもっともらしい言葉の裏に、こうした彼らの指導破産の現実を隠

べいしているのである。

#### 第二項 「党の防衛」論にみる党建設上の日和見主義と召還主義

今日、中央委多数派は党外に対して党内闘争の論争点を歪曲して宣伝し、自分達の行なった細胞つぶしの犯罪行為をひた隠しにしている。

彼らは党内論争があたかも党建設と党の防衛を重視するのか、それとも労働争議への引きよって大衆運動主義的に党を無謀な解放派との党派戦争に引きずり込もうとするかの対立であるかのように吹聴している。

もとよりこうした「解説」が論争点を意識的に歪曲したものでしかないことは言うまでもないが、そもそもトカゲの尻尾切りよろしく細胞を切り捨てて眼前の困難から逃げ出した彼らに党建設や党の防衛を口にする資格はない。

我々は中央委多数派に問わねばならない。君達は平然と細胞の切り捨てを行い、党の直面した困難な局面から逃げ出して、一体いかなる党を建設しようとしているのか。と。

赫旗派は細胞を党の基本組織に据え、それを工場や地域のなかにつくり出すことを党建設上の重要な柱としてきた。

細胞は大衆と直接に結びつくという意味で党の最前線であり、その活動の自主性、能動性、創造性こそが党の生命力の源泉である。

言うまでもなく、こうした細胞建設の闘いは決して真空状態のなかで進められていくわけではない以上、権力や資本の摘発や弾圧と闘い、時には修正主義党や急進主義党派との党派闘争を闘い抜くことのなかからしかなしとげられないのは言うまでもないことである。

その意味で、明大闘争のなかで問われた問題も、それ自体としては決して特殊な問題ではなく、



我々が階級闘争を觀念の中でではなく、実際の現場で闘い、そうしたなかで組織を建設し、理論を磨き、党を豊かにしていこうと考えるのであれば当然我々が引き受けなければならない課題としてあったのである。

だが「4・24決議」は赫旗派中央委員会多数派が、こうした困難に直面するや、その試練をくぐり抜けて党を強化するという確信を持つことができず、前線に部隊を残したままでも一目散に逃げ出す卑怯者集団であることを満天下にさらけ出した。

我々は党の戦術決定に際して、突撃のみが常に正しく左派的であり、後退がそれ自体として日和見主義だと考えているわけではない。

中央委多数派は我々に「左翼冒険主義」なるレッテルを貼って批判したつもりになっているが、問題はそんなところにあったのではない。

問題は党を防衛するということが、眼前の困難から逃げ回り、そうすることでサークル的な身内の安全に安住することを意味するのか、さもなければ党を一層厳しい試練のなかで鍛え上げ、後退するにしても前線に部隊を置き去りにするのではなく、あくまでも防衛戦を展開しつつ整然たる後退— 再度の闘いを可能にするような — を組織する指導を貫徹するのかということにこそあったのである。

前者の立場に立つ中央委多数派にあっては、解放派との党派闘争が不可避となるであろうことが分り切っていた明大においては、最初から活動などしなければ良かったと言っているにすぎないのである。

これこそ度し難い日和見主義であり召還主義である。

我々は彼らに次のように言う他はない。「君達が将来にわたって困難に直面することなく、党派闘争も生起しないような場所を捜したまえ、そし

てもしそういう場所がこの地上に見つかったならば、どうぞそこでせいぜいがんばって『党建設』をやってくれたまえ。」と。

### 第三項 赫旗結党の精神を投げ捨てた中央委多数派

次に我々が明らかにしなければならないことは、こうした中央委多数派の日和見主義と召還主義は赫旗派それ自体をも清算するものであるということについてである。

赫旗派はこれまでの新左翼党派運動が常としてきた党の分裂と分散の歴史に終止符を打ち、それが色濃く抱え持ってきた急進民主主義を総括し克服するなかで真の労働者階級の前衛党をつくり出そうとして結成された。

革命の旗派と紅旗派の二つのブントの分派の統合による赫旗派結成は、たしかにいくつかの点での妥協と論争点の棚上げの上に成立した。

しかし我々はそうした妥協をしても、なおかつそれ以上に両分派が統合の実績を示し、更に引き続き他の共産主義分派に協働した党の建設を呼びかけていくことの意義の方が大きいと考えたのである。

(別に我々は今ここで統合時の妥協の是非について論じるつもりはない。それは追って党建設の失敗をさらけ出した赫旗派の総括のなかで明らかにするつもりである。)

我々がここで確認しておかなければならないことは、こうした党建設の緊要性は今日増々さし迫ったものとしてあることについてである。

今日の情勢を特徴づける日本帝国主義のあからさまな戦争準備の進行は階級闘争に一層過酷な弾圧を予想させるに充分であるし、また一方、社会生活のすみずみから生まれ出てくる強搾取、強収奪への不安はより幅広い人民の反抗を生み出すであろう。

それは我々の前より広々とした活動舞台を提

供することでもある。

問われているのは、こうした人民の反抗を新たな階級闘争を切り拓くことに結びつけることに成功するのか、それとも70年代から引き継いできた革命的左翼の退潮、低迷を固定化し、生み出されつつあるより広々とした活動舞台を放棄し、そうすることで次の時代の決定的敗北を準備してしまうのかの二つの道である。

こうした時代において赫旗派が「建党協議会」を呼びかけ、心ある共産主義分派、グループが党建設の共同のテーブルにつくことを訴えたことを我々は今日でも決して否定しない。

だが我々が十分に自覚的でなければならぬことは、こうした新たな党建設運動は、それを担う党派それ自身の自己刷新を抜きにしてはありえないということである。

全共闘、反戦青年委運動のなかで大きく成長した新左翼党派運動は、その後の大衆運動の退潮期のなかで混迷と分散を重ねてきた。

ブントのように党の分裂を繰り返し、小分派へと分散を繰り返していったのも、また中核派のように— そして解放派もそうであるが— 対革マル戦争を戦略化することで全党を軍団化し、そうすることで排他的に党的密集力を維持してきたのも、その表われは異なれども本質的には党派運動が生命力を喪失していく過程であったことに違いない。

ついでに言えば、いわゆる「内ゲバ主義」なるものも、一つの大きな壁に直面した党派運動が現状維持的に排外的ゲバルトで延命せんとする敗北の結果の一表現でしかないのである。

まさに赫旗派が自らの統合による党建設と「建党協議会」をもってする党建設運動で示そうとしたものこそ、こうした現状の党派運動の克服であり止場であったはずである。

少なくとも我々はそのように理解しているし、

現存の党派の単なる算術総和で新たな時代を切り拓くことを可能とする「党」がつくり出されるとは考えない。

だが「4・24決議」を通じて中央委多数派が行ったことは、現状の党派運動のもっとも否定的で悪しき現われである「内ゲバ主義」に我先に投降することで、こうした新たな党建設運動を推進するための前提であるべき基本精神をすら踏み越えることであった。

我々は決して党建設の課題を「内ゲバ主義」との闘いなるものに切り縮めているのではない。

しかし我々がつくり出そうとする新たな党建設運動は、少なくとも「内ゲバ主義」をその一つの現われとする今日の新左翼党派運動を乗り越えた地点においてこそ構想されるべきであり、しかも我々が忘れてはならないことは、赫旗派自身もこうした「内ゲバ主義」を一つの否定的結果として生み出した新左翼党派運動の一列であるという自明の事実についてである。

たしかに我々はブントを総括し、それを通じて新左翼を総括することをもって新たな党建設を呼びかけるに至った。

しかしそれは決して赫旗派自身が新左翼党派運動が抱え持つ誤り、弱点、限界を振り落す闘いに最終的に勝利したということの意味するものではない。

むしろ我々の赫旗結成と「建党協議会」の呼びかけはこうした新左翼党派運動の総括と新たな党建設運動に突き進む第一歩であり、言うなれば緒戦での勝利を意味するにすぎない。

我々は一部の党派のように、外在的に新左翼党派運動の限界性についてあれこれを論じ、機械的にこれと袂別することで真の党建設を展望できるとは考えない。

そうではなく、我々が自らも新左翼党派運動のなかから生まれ出、そのなかで成長してきたこと

をあいまいにせず、今日のその否定的現実に自らもまた責任を持つ立場に立ち、それを内在的に克服する格闘を通じてのみ我々の新左翼党派運動の総括と新たな党建設への呼びかけは真に説得力ある訴えとなるであろう。

まさに明大において赫旗派が直面した解放派との党派闘争は赫旗派自らの総括と主体的飛躍を賭けた闘いの一環としてこそ位置づけられるべきであったのである。

少なくとも赫旗派は現状の党派運動の延長にではなく、その克服、止揚の上に新たな党建設を呼びかけた党派であった。それは言い換えれば赫旗派が自らの主体的責任において、すでに生命力を失いつつある古い党派運動との対決を引き受ける決意と覚悟を宣言することでもあった。

しかし中央委多数派は実際にそうした闘いに直面した瞬間に逃亡したのである。それは赫旗派がこれまで訴え続けてきた党建設運動の真価とそれを推進する赫旗派の決意と覚悟を示す最初の試練の場を自ら放棄したのである。

それは赫旗派をそれたらしめるべき基本精神の否定であり精算である。

#### 第四項 中央委多数派の党派闘争論の貧困さ

我々は中央委多数派の誰にもじゃまされないうる党建設を進めたいという、あどけない願いと異なり、この80年中期はこれまで以上に真剣な、まさに党派の存在根拠をも賭した党派闘争が不可欠になるであろうと考えるし、またそうでなければならぬと確信する。

我々が今、全身全霊をかけて切り拓かねばならない階級闘争の新たな局面が現状の党派運動の自己刷新抜きにはありえないであろうことを先にも述べた。

我々は今日、党派たるものが情勢を切り拓く能

動的主体として登場し、そのことによって一層広汎な大衆からの支持と共感を組織するためには、党派自らがこれまでの、とりわけ我々にとっては70年代の党派運動の質を問い返し、継承すべきものと克服すべきものを選び分ける作業を通じて大きく転生することをせまられていると考えている。

問われていることは全ての党派に共通であり、全ての党派が今、歴史のふるいにかかれようとしているのである。それは例え昨日まで運動の先頭に立っていた党派であろうとも、明日は一転して運動の桎梏物へと転落することすらありうる厳しいものであろう。

それは党派の存在根拠それ自体を問い返すと同時に今後大きな党派再編をも不可避とするだろう。

今春、三里塚闘争を巡って開始された支援党派間の分岐と対立はそのほんの始まりにすぎない。

我々は80年代中期の党派闘争の課題とはこうしたものでなければならぬし、またそれだけの真剣さと切実さをもってこの党派闘争に向き合わなければ、とうてい70年代型党派運動を超える新たな党建設運動などは提起する資格がないと考えるのである。

ところで、こうした党派闘争は中央委多数派が言うような「全面的党派戦争」なるものとして展開されるのであろうか。決してそうではない。

中央委多数派は我々が「党を解放派との全面的党派戦争に引きずり込もうとした。」と宣伝している。

だが、我々は「全面的党派戦争」なる言葉でこの党派闘争を論じたことなど一度もない。

そもそも中央委多数派の言うところの「党派戦争」とは何であろうか。我々はそれを俗に云う「テロ合戦」のこととして理解している。

とするならば、むしろ問題は中央委多数派にとって、やるにしろ、やらないにしろ解放派との党派闘争が「テロ合戦」、という形態においてしか

構想されていないという彼らの発想の貧困さにこそある。

我々がこれまで80年代中期の党派闘争について論じてきたのは、決してこうした「テロ合戦」のような、腐敗としか言いようのない歪曲された「党派闘争」の形態を前提としてではないし、またそうした土俵でやるかやらないかなどということ論じてきたわけでもない。

党派闘争が運動の進路を巡って、しかも大衆の目の前で、大衆から相互の党派が点検を受けるものとして展開されるのではなく、狭隘な縄張り争いのような、そして「軍事力」を誇り合うようなものとして展開されることが、いかに党派闘争本来の姿からかけ離れたものであり、党派への大衆の信頼を大きく傷つけるものであるのかを今更ここで繰り返し論じる必要もないであろう。

こうした相手党派に対するゲバルト的打撃主義はその党派の真の意味での強さの証明ではなく、現状維持にすぎない排他的な保守主義の現れに他ならない。

もっともこう言ったからと言って我が党がいかなる党派からも解体戦を挑まれることがありえないなどということの意味するものではない。それどころか今回明大において直面した事態こそはそれであった。

この事態に対して我々が主張したのは、こうして仕掛けられた「党派戦争」に対して、我々がその同じ土俵で対応するのではなく、我々は大衆的党派闘争の展開をもってこれに応えるということであった。

我々の言う大衆的党派闘争とは、今回のように我が党に対し理不尽な暴力的恫喝がかけられたときも大衆運動から召還することなく耐えきり、大衆的にこうした暴力的恫喝政治を行使する党派への批判を展開し、ひとたび相手党派によって「テロ戦」が発動されたとしても、かかる「内ゲバ主

義」党派を逆包围する大衆的弾劾の声を組織し、そうすることで政治的勝利を旨とするということである。

我々は党派闘争が党対党の闘いであることを否定しない。しかしそれは単なる党の「軍事力」による闘いではなく、党対党の政治戦であると考えるのである。

ところで、こうした点について中央委多数派の諸君はどのように考えているのか、それを「臨大」で採択されたという彼らの「議案」のなかから見よう。

一言で言えばそれは我々の主張を歪曲し、更に相互に位相の異なるものを対置することで逆に自分達の混乱をさらけ出すだけのものである。

「議案」は言う。「80年代中期党派闘争の軸は社会党、共産党に対する闘いである。新左翼諸派との党派闘争は副軸である。」「共共を基軸としてにらみつつ、新左翼内党派闘争の軸はどこなのかということである。それは中核派なのである。」とされ、そしてなんと「建党協議会準備会」の発足をも、「その力を中核派との党派闘争へと注ぎ込んでいかねばならない」と位置づけられているのである。

そして、このように自分達が中核派との党派闘争に注ぎ込んでいく力を蓄えているのに、——なんと転倒した論理であることか！——中央委少数派は「回しげりの、陰謀の手口を使って既成事実を積み上げ、解放派とわが同盟の関係をぬきさしならない地点へとおいこんだ。」というのである。

そして中央委少数派は「解放派との党派闘争へ全面的に突入すれば、たちどころに日本階級闘争の否定的現実を克服され、明大における組織的困難さと、それを内包したわが同盟の政治組織的困難さが突破されると考えている。」「運動の否定的現実の全責任を『内ゲバ』党派に帰している。ここには三里塚闘争を先頭にした人民闘争に対し

て最大の困難を強制しているのが中曽根政府と警察、司法権力であることに対する階級的自覚が欠落している。」それは「内ゲバ党派主要打撃論」、「急民主要打撃論」である、としてコミンテルンの社民主要打撃論の批判がこれに続いているという内容である。

我々はこうした内容に対しては一つ一つ取り出して批判する気も起らない。これは彼らが我々の意見書を全く読んでいないか、それとも意図的に歪曲しているかのどちらかであるが、いずれにしても全くのはずれな「反対派の主張」のデッチ上げの前で一人芝居をしているだけのことである。

我々が解放派との党派闘争に突入すれば日本階級闘争の否定的現実がたちどころに克服されるなどということ、いつ、どこで発言したのか聞いてみたいものである。

ともあれ、彼らが解放派とはやらないが中核派とはやるというのであれば、我々は「せいぜいがんばってくれ」と苦笑まじりに答える他はない。

しかしこうした党派闘争についての「主軸か副軸か」などという「解説」などは現実には直面した事態に対して我が党がいかなる態度で臨むのか、という実践の方針に結びつけて提起されなければ何の意味もない無駄なおしゃべりにすぎない。

実際に彼らは明大において不可避となった解放派との党派闘争に対して、完全に指導破産をきたし、指導を放棄したという事実がそれを証明している。

我々は自らの指導破産に目を向けず、それでいて恥ずかしげもなく党派闘争についてのあれこれの「解説」をしてみせる彼らの態度を開き直りだといわずして何と言えよののだろうか。

「議案」は更に続けて我々の主張した「大衆の党派闘争」について矛先を向けてくる。

彼らは「『大衆の党派闘争』論は……日和見主義であり……小ブルジョワ的な反暴力主義で……

日共の反暴力キャンペーンに対抗できない。」と言い、「わが暴力革命路線をわれわれ自身が掘りくずすことである。」というのである。つまり「内ゲバ反対」は暴力の否定であり平和主義であって、暴力革命路線を否定する主張だ、というのである。——なんと驚くべき論理の飛躍であることか——。

そして「われわれはテロ戦術を否定すべきではない。……これを否定し、こうした党的構えをとらない態度は現下の党派闘争をきれい事ですまそうとする日和見主義である。」「内ゲバ党派包囲の大衆的怒りを組織するなどと言っても空想である。」と述べ、「党对党の闘いを見据えた党の政治と独自の軍事の形成」なるものにまで言及するのである。

つまり、早い話が彼らは現段階では軍事的に解放派には勝てないから撤退するが、勝てる軍事力が形成できれば「テロ戦術」をも是認して断固やるべしと述べているのである。これでは彼らが「潜在的な内ゲバ主義」だと言われても仕方のないことである。

ここには二つの問題が示されている。一つは軍事力の優劣のみ党派闘争への方針を決定しようとする党派闘争理解の貧困さであり、党派闘争を階級闘争全般の見地から分析することを放棄していることである。これでは彼らが「主軸」だと言う中核派との「党派闘争」はいつになったら始まるのであろうか、ましてや国家権力に対する闘いなどは「軍事力の不足」を理由にして永遠に彼岸化される他はないだろう。

第二の問題は「内ゲバ主義」と言われる暴力的党派闘争それ自体についての評価である。

我々は決して「きれい事」を言っているつもりはない。そうではなく、本来階級敵に向けて発動されるべき党の軍事力が党派闘争に適用されることが、あれこれの理屈を並べたて以前に明白

な誤りであると言っているにすぎないのである。

「内ゲバ主義」が大衆の党派不信をかき立てるばかりではなく、それを発動する側の党派活動家のなかに及ぼす精神的荒廃——革命的緊張感などではない！——がどのようなものであるのかは今更ここで繰り返し述べる必要もないことである。

明大闘争で赫旗派に問われたことは「内ゲバ」党派の恫喝政治のもたらす運動の荒廃を打ち破る自主的な大衆の決起を創り出すことであり、その

ためにも党の細胞を保存し、強化していくことであった。

それはたしかに「内ゲバ」党派との厳しい格闘を余儀なくされるものであるだろう。しかしこの現実に対して沈黙したり、追従したりすることで現状を打破することはできない。

誰かが今、勇気を持って「王様は裸だ！」と叫ばなければ、この70年代型党派運動の否定的現実を突破することはできないのである。

## 第四章 党の分裂は中央委多数派の党内民主の圧殺によって加速された

### 第一項 意見書握りつぶしの事実 は隠せない

これまで我々は「4.24 決議の持つ日和見主義とそれが赫旗派結党の意義と精神をも握り崩すものであることを明らかにしてきた。

だが今日の赫旗派の党分裂の事態を招き寄せたのはこうした日和見主義「決議」の強行にのみ原因があるのではない。

我々は党内に異なった意見が存在し、それが激しい対立を伴う党内闘争として展開されることをいささかも否定するものではないし、それは党の健全さの証しでもあると考えている。

たしかに「4.24 決議」が細胞の切り捨てを目的としたものである以上、党内対立は非和解的なものへと発展せざるをえなかった。

しかし同時に我々が明らかにしなければならぬことは、こうした対立を決定づけ、党分裂を拡大し、党内闘争に打撃主義を持ち込んだのが、中央委多数派であったこと、そしてそこには驚くべき党内民主の圧数の事実が存在するということについてである。

「決議」を巡る党内論争は中央委多数派の党機関を私物化した党内専制支配によって一貫して圧殺され続けてきた。

彼らは「赫旗」紙上においては「整然たる党内論争」「少数意見の尊重」などと自分達も信じていないような嘘を並べたてている。

しかし実際に彼らが行なったことは意見書を握りつぶし、本来公的なものである党の内部通達を私物化して反対派批判の党内キャンペーンを行いおよそ信じられないぐらいの誹謗中傷と個人攻撃のデマを流し続けたのである。

中央委多数派は「決議」に対して続々と提出された意見書に対し「意見書配布をやめろ！」「中央委決定に従え！」という官僚統制をもって応えた。

彼らは「決議」への賛否を党内論争として組織し、その論争を通じて指導部たる自己を全党員の前にさらけ出し、そうすることで党員からの公平な審判を受けるという態度をあらかじめ放棄していた。

彼らは党を公明正大に運営するのではなく、陰謀を練り、下部にはデマを吹き込み、お互いに不

信感をつのらせ合うことで分断し、そうすることで自分達の安泰を謀ってきた。

彼らのブルジョア官僚主義はこうしたやり口の上でのみ成立しているのである。

党員が意見書を執筆し、それを党内に自由に配布することは、いかなる場合であれ誰もこれを否定することのできない党員の権利である。

だが中央委多数派は検閲制度よろしく、意見書を中央委員会の承認なしに党内に配布することを禁じ、しかも党中央に提出された意見書はなんと一か月以上も党内公開されることなく中央委多数派の手中に握られていたのである。

彼らの「説明」によれば、「決議」についての党内論争は党内に混乱をもたらすものであり、よって意見書は「決議」の執行、すなわち解放派との党派交渉——明大から撤退するからかんべんしてくれという泣訴——が完了した後、総括討議の素材として扱うというのがその理由であった。

しかし提出された意見書が「決議」に反対し、その執行を中止させることを主旨とするものである以上、この意見書の黙殺が意見書の握りつぶしであることは明らかである。

当然のことながら、多くの同志はこうした官僚統制を認めず、党中央が手元に集っている意見書を急に配布しないのであれば、自らの責任で独自に意見書を配布することを宣言し実行した。

すると今度は「中央委員会を通さない意見書の受け取りを禁ず」という党内通達を出し、意見書の党内配布を進める党員を「解党主義」「無政府主義的党内闘争」と決めつけ、「行動の統一の破壊者」というレッテルを貼りつけて党内論議の圧殺に躍起となったのである。

彼らは「少数は多数に従う」ということを少数派の沈黙の義務として理解している。そして中央委員会の決定に対して反対意見を表明し、その決定を覆すべく党内に働きかけることが行動の統一

の破壊であり解党主義であるというのである。

だが考えてみるがいい。自分が党中央の決定に反対であっても沈黙し、もし後にこの決定が誤りであったことが実践的に証明された時にはじめて口を開き、「実は自分は反対であった」などとい出す者がいたら、それこそ党員として無責任な態度であると批難されるべきものではなからうか。

ここには中央委多数派と我々との間に、党内民主主義についての理解の決定的相違があると言わなければならない。

はたして我々は解党主義的行動をとったのだろうか。断じて否である。

我々はここで批判の自由と行動の統一、そして党内民主主義をいかなるものとして理解すべきかについて、レーニンの考え方と行動を一つの参考としたい。

1917年9月、レーニンは「ボルシェビキは権力を掌握しなければならない」とする文書を地下から党の中央委員会に送りつけた。

そして中央委員会にこのレーニンの提案をまじめに検討する姿勢がないと分かるや、自分は中央委員会からの辞任によって自由にアジテーションをする立場に移るといふ決意を表明し、実際に各地区の党委員会に向けて矢継ぎ早に自己の所信をしたためた文書を送付し、こうした下級機関に対する働きかけを通じて党中央に対する下からの圧力を組織したのであった。

トロッキーはこの様子を次のように記している。「即時蜂起への訴えはこんどは何十ものソヴェトの代表にむかってなされた。訴えは直接レーニンから出ていた。—— 党の決定はない、党の上級機関はまだ見解を表明していなかった。中央委員会の頭ごしに、個人責任において、地下から、こまかい字でいっぱい書き込んだ数枚の便箋によって武力革命のためのアジテーションをおこなう

ためには、プロレタリアートに対する、党に対するきわめて大きな信頼、しかし中央委員会にたいするきわめて重大な不信がなければならなかった」

ロシア10月蜂起はこうしたレーニンの働きかけを抜きに考えることはできないのであるが、ともあれ当時のボルシェビキ内にはその意見に対しての賛否はともかく、こうした党内世論の組織化の方法それ自体について「解党主義」だの「無政府主義」だのと批難するようなことはなかったのである。

ここでは意見書が中央委員会の検閲を経てからしか配布してはならないとか、配布の時期を中央委員会が決定するなどという考え方のみじんも存在していない。

また、時期は前後するが、レーニンがロシア社会民主労働党中央委員会が決議した、大会決定に対する批判の許容範囲の定めについて異議を唱えたことも注目し得る。

この中央委決議とは党の報道機関と党の会合では自分の個人意見を表明する完全な自由が全党員に与えられるが、広範な政治集会で大会決定に反する行動や決議を提起してはならないというものであった。

ちなみに今日中央委多数派は反対意見を「赫旗紙上に掲載することを拒絶したばかりか、党員が党内で意見書を配布する自由すら認めていないという意味でこの決議の水準にすら達していないのである。しかも今我々が問題にしているのは中央委員会での決定への批判の範囲についてであるが、レーニンがここで問題にしているのは党の最高決定機関たる党大会決定への批判についてであることに留意されたい。

レーニンはこの決議に対して断乎として反対し「民主主義的中央集権主義と地方機関の自治の原則は特定の行動の統一が破られない限り、まさにいたるところで完全に批判の自由があることを意

味している」（批判の自由と行動の統一）と述べ、批判の自由とは、たとえそれが党大会の決定に対してであろうとも、それに反対であるならばそれを覆すための呼びかけは党内に限らず「広範な政治集会」の場においてすら自由に行なわれるべきであると主張したのである。

今日の我々にとっても、若干開放的でありすぎるとすら感じさせるほどの自由な討論の保証がここでは主張されているのである。

ところが、わが中央委多数派の諸君は「自己の反対意見を党外に口外するのは行動の統一の破壊である」「党外に対しては沈黙することが反対派の義務である」と主張し、「反対派の誰々が党外に党内論争を口外している」と批難し、党内論争を党外にはひた隠しにすることが党員の義務でもあるかのように主張したのである。

しかし、中央委多数派の諸君に告げておかねばならないのは今回の党内論争においては中央委多数派の批判の自由の圧殺にもかかわらず、行動の統一は守られてきたということについてである。

今回の問題における行動の統一の破壊とは例えば、「決議」に反対する党員が中央委多数派による解放派との党派交渉をぶち壊すことを目的として明大で解放派とのゲバルト戦を展開するというようなことを意味している。

しかし我々反対派はそのようにはしなかったし——尤もそのような形態での党派闘争を主張していたわけでもないが——あくまでも党内論争を通じた日和見主義「決議」の撤回とそれに賛成した中央委員への自己批判要求として、党内的問題として取り扱われてきた。

まさに行動の統一は守られたが批判の自由は公然と踏みじられたのである。

我々は批判の自由なきところに行動の統一はありえないと考える。中央委多数派は次のレーニンの言葉をじっくりとかみしめてみるがいい。

「思想ぬきの組織性とはナンセンスであって、実践のうえでは労働者を権力をにぎるブルジョアジーのあわれむべき腰巾着にしてしまう。だから討議と批判の自由がなければプロレタリアートは行動の統一を認めない。だから自覚した労働者は、あらゆる組織関係をどうしても断絶しなければならなくなるような重大な規律違反があることを決して忘れてはならない」（「カデット化しつつある社会民主主義者との闘争と党規律」）

## 第二項 党内論争がさらけ出した 赫旗派統合の失敗の現実 ——我々の出発点——

この間の赫旗派党内論争はこうした中央委多数派の日和見主義とブルジョワ官僚主義を暴き出したのみならず、ブントの分派間の統合によって結成された赫旗派が、その実、ついに真に統合された党として自己を形成するに至らなかったという痛苦な現実をさらけ出すことにもなった。

それは赫旗派内に党内で論争を自由闊達に繰り広げ、そうした論争を党の一層の強化へと結びつけていく作風と土壌が何ら形成されていなかったという否定的現実が示している。

今回の論争に直面した一部の党員は中央委多数派の報告のみを鵜呑みにし、反対派の意見には一切耳を貸そうともせず、それでいて中央委多数派の要請に沿って「決議支持意見書」（？）なるものを中央委多数派への援軍よろしく提出した。

彼らは「決議」を巡る論争を旧分派間の派閥抗争としてしか捉えず、明大闘争についての経過と事実関係も十分に把握せず、そして自主的に調査することすら最初から放棄してこの党内闘争に動員されてきたのである。

我々はいかなる内容の意見書であろうとも、その提出は執筆する本人が責任を持つかぎり自由であると考えている。

しかしこれら数通の意見書は、不思議なことに反対派の意見書が中央委多数派の手に握りつぶされており、また彼ら自身も反対派が独自に配布した意見書の受け取りを中央委員会の許可が降りていないことを理由に拒否している段階、すなわち反対派の意見書すら読んでいないうちから執筆されているのである。

しかもその内容は「決議」反対派への批判で占められているのであるが、もし彼らが反対派を批判するのであれば、当然反対派の意見を聞き、論争し、その上で批判文章を執筆するのが常識というものではなからうか。

こうした態度が中央委多数派の開き直りを支え、党を派閥連合として固定化し、よって今日の赫旗派の分裂を招いた原因の一つであることを我々は指摘しないわけにはいかない。

それは自己を党内における受動的な存在としてしか位置づけられず、自らが考え、論争し、行動することを最初から放棄し、「党中央の指示」をいつでも待ち受けるだけの存在でしかない。

しかも彼らにとっての「党中央」とはあくまでも旧分派組織における「中央」でしかないのであるから更に救いがないのである。

こうした党員の存在が党から能動性と創造性を奪い、党の生命力をひからびさせ、党内闘争を活力あるものとして組織することを妨げ、またそうであるがゆえに中央委多数派のブルジョワ官僚主義を温存助長させているのである。

こうした現実には赫旗派が分派間の統合によって党をつくり出そうと呼びかけておきながら、その実自分達自身がこうした統合による党建設を首尾よく推進することに成功していないという現実を示すものでもある。

それは我々の赫旗総括（次号）によってより詳しく展開されるであろうが、今後の建党運動における残された課題でもある。

もとより赫旗派の破産とはこうした旧分派間の党的融合の失敗ということだけに示されているのではない。

この点はすでに述べたことでもあるが、70年代型党派運動を内在的に超克せんとして出発した赫旗派が、他ならぬ70年代型党派運動の最も悪しき現われたる「内ゲバ主義」に屈服したことは、赫旗

## 第五章 我々の決意

本稿において「4.24決議」が何であり、それが赫旗結党の精神とどれほどかけ離れたものであるのか、しかも今日の党分裂の事態を招き寄せた最大の原因が中央委多数派の党内民主・党内論争の圧殺にあることをも合わせて明らかにしてきた。

すでに我々は中央委多数派に対して党内分派たる首都圏協議会の結成を通告し、彼らがこの間の「決議」のごり押しと細胞つぶしについて、そして党内民主の圧殺の事実について卒直に自己批判し、我々との党内論争にまじめに応ずるべきことを要求した。

しかし今日に至るも、ついに彼らからは何の返答もされてはいない。

すでに事態は党分裂の決定的局面に立ち至っており、むしろこうした現実の上に我々がいかなる内容で、いかなる方向へと次の一步を踏み出すのかこそが問われるに至っている。

しかし、こう言ったからと言って我々は機械的に現赫旗派との訣別を宣言するだけで我々自身の次の一步を踏み出せるとは考えていない。もし我ががそうするならば、それは形こそ違え、中央委多数派の党内闘争への清算主義と同様の誤りを我々もまた冒すことにしかならないであろう。

我々は赫旗派を清算しない。我々は赫旗派結成以来一年半の活動に責任を持ち、赫旗結成にこめ

派が自ら引き受けねばならない困難と試練に耐えうるだけの党的一体制と思想的政治的意志統一がついに党的に形成しえなかったことの証明でもある。

我々は今更このことを空文句の美辞麗句でおおひ隠そうとは思わない。我々はこの痛苦な現実から出発するより他にない。

られた革命的精神を継承発展させる。

そのために我々は赫旗総括を深め、継承すべきものと否定、克服すべきものを選び分ける。それは赫旗派として活動してきた我々自身の責任でもある。

こうした意味において我々は党内闘争を放棄しない。それは我々が現赫旗派——「臨大」派——に未練を残し、彼らが我々に関係修復の手をさしのべてくるのを待っているからでは決してない。その意味では我々の彼らに対する失望はすでにとり返しをつかない所まで達している。

我々はこの党内闘争のなかから、たとえそれが赫旗派の無惨な自己破産の現実を繰り返す我々に確認させることになろうとも、可能な限りの教訓を汲みつくし、それを次の出発の土台へと転化するであろう。

我々にとって必要なものは、日本社会主義革命を一步でも半歩でもたぐり寄せさせるための闘いであり組織である。

すでに革命的生命力を失い、抜け殻と化した赫旗派の現状維持の和解などが我々の求めるものであるはずがない。

今日中央委多数派はこの党内闘争についての総括も明らかにせず、そして当然のことながら主体的な党建設の方向、方針を何一つ明らかにするこ

となく“建党協議会”へのもたれ込みのみを唯一の延命策とするに至っている。

我々は赫旗派が提唱した“建党協議会”の意義を今でも否定してはいない。しかし中央委多数派は今日いかなる意味でも“建党協議会”なる新たな党建設運動の主体となる資格を持ち合わせてはいないことは明白である。70年代型党派運動を主体的に止場、克服する決意も覚悟も持ち合わせて

いない中央委多数派の掲げる建党運動などは羊頭狗肉に等しい欺瞞でしかない。

我々は彼らのこうした欺瞞を暴き出す。と同時に我々は自らを新たな党的主体へと打ち固め、そうすることで真の党建設運動の一翼を担いきる決意である。

我々は必ず勝利する！

頒価 400円